平成３０年１２月

美浜町・南知多町内の事業者のみなさまへ

蛍光管等の水銀使用製品の適正な処理にご協力ください。

水銀による環境汚染を世界規模で防ぐ「水銀に関する水俣条約」が平成２９年８月に発効となりました。

今までごく少量の場合に限り、事業者の蛍光管等を知多南部クリーンセンターで受け入れてきましたが、これらの法改正により平成３１年４月１日より引き取りできない廃棄物とさせていただきます。

事業者の皆さまから排出される蛍光管等につきましては、水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理していただくようお願いします。

平成３１年４月１日以降は、次のように対応願います。

蛍光管等の水銀使用製品を廃棄するときは、知多南部クリーンセンターへ持ち込まず、産業廃棄物として排出者において適正処理してください。

具体的な産業廃棄物の処理および収集業者については、愛知県産業廃棄物協会にお問い合わせください。

【愛知県産業廃棄物協会　０５２－３３２－０３４６】

お問い合わせ

知多南部衛生組合	業務課	TEL６２－０４０２
美浜町	環境課	TEL８２－１１１１
南知多町	環境課	TEL６５－０７１１

※裏面もご覧ください。

●水銀使用製品とは

　水銀使用製品の代表的な例として、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、一部のボタン電池及び水銀スイッチ・リレーなどが挙げられます。これら以外にも多様な製品が水銀使用製品とされています。(詳細は環境省が公表している「水銀廃棄物ガイドライン」環境省ホームページをご確認ください。)
http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html

●主なランプの種類と水銀使用ランプについて